

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第81号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

文化財保護法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第81号

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を改正する条例

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改める。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条第1項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改め、同条第2項中「第83条の2」を「第142条」に改める。

第7条第5号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)